

法人会
消費税期限内納付
推進運動

(発行所) 一般社団法人 柏法人会
〒277-0023 柏市中央1-1-1
☎ 04-7163-3393
FAX 04-7166-6629
(発行人) 会長 森和夫
(編集) 広報委員長 太田次男
(編集責任者) 広報委員長 太田次男
(印刷所) 印刷所 中央印刷所

会報

■URL <http://www.kashiwahoujinkai.or.jp> ■E-mail kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp

第30回法人会全国大会(青森市)

平成26年度税制改正に関する提言



愛宕神社(正面)
(野田市)

愛宕神社(側面)

灯籠

会員数/千葉県38,742社 柏法人会4,202社 (平成25年10月末日)

■表紙解説

愛宕神社(野田市)

現在の社殿は、文化10年(一八一三)に再建工し、文政7年(一八二四)に再建されたといわれています。社殿様式は権現造りで木造銅板葺です。千葉県指定有形文化財。

東武野田線愛宕駅の名の由来ともなっている神社で、火伏せの神を祀る京都愛宕神社の分社です。

建物は人母屋造、正面に千鳥破風、唐破風をつける屋根の装ったつくりですが、建物の規模は小さく、三間四方、約5.4メートル四方です。建物としては小規模ですが、余すところなく装飾彫刻が施されているのがこの神社の特徴です。木鼻や向拝部分だけでなく、羽目板(二)から柱下の組物まで、柱や貫までもが文様が彫り込まれています。

彫刻の作者は「匠の里」と呼ばれる花輪村(現在の群馬県東村)出身の二代目石原常吉です。当時かなりの腕利きで、関東一円にその作品を残しています。意匠や技術に優れた江戸時代後期の典型的作品です。

所在地 野田市
野田七二五十一

柏法人会会員

- ・法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- ・e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(社)柏法人会と入力して下さい。

従業員の悪事は会社の悪事!?

—「使用者責任」のお話—



昨今ニュースを見ていると、

〇〇会社の従業員が痴漢で逮捕され、〇〇会社がコメントを出した…

▲▲会社の従業員が窃盗で逮捕され、▲▲会社が謝罪会見を開いた…

など、従業員の不祥事（法律に反する行為）について、会社が謝罪や再発防止などのコメントを発表している場面が多々見られるようになっていきます。

しかし、謝罪をすればそれで会社の法律上の責任は果たしたと言えるのでしょうか。

法律上、従業員の悪事は会社の悪事、つまり、従業員の不祥事に対し会社が損害賠償責任を負う場合が多々あります。こんな場合にまで責任とらなくちゃいけないの？と思うようなことも発生しています。

今回は、過去にこんな裁判がありましたという実際の事件の紹介を踏まえながら、「使用者責任」についてご説明します。

【もしこのようなことが起こったら？】

会社の従業員Aが、他の従業員Bに対し暴力を振るい、Bにケガをさせてしまいました。BはAに対し、ケガの治療費などを請求しましたが、Aは、Bからの請求に応じませんでした。そうしたところ、Bは会社に対し、治療費などの支払いを請求してきたのです。この請求には応じないといけないのでしょうか。

1.ズバリ回答します！

もし従業員が他の従業員に暴行しケガを負わせてしまった場合、その暴力を振るった原因が業務に起因するようなものである場合、会社にも損害賠償義務が発生する可能性が高いといえます。

会社からすると、その従業員が勝手に人を殴ったりしたにもかかわらず、なぜ会社が責任を負うんだと思われた方も多いと思います。会社が責任を負う可能性が高いその理由は…民法上、「使用者責任」という制度があるからです。

2.「使用者責任」をご存知ですか？

民法には715条に使用者責任という規定があり、簡単に言うと、雇っている人が会社の業務に関連して第三者に損害を加えた場合には、原則として会社も損害賠償責任を負うからね、というものです。例外としては、会社が雇っている人の選任やその業務の監督について相当の注意をしたときは、責任を負いません。

判例上でも、その行為が使用者の事業の執行行為を契機としてこれと密接な関連を有すると認められる場合には、損害賠償の責任を負うとされています。

3. ヤマダ電機事件とヨドバシカメラ事件

上にあげた例は、ヤマダ電機事件（大阪地裁平成23年9月5日判決）とヨドバシカメラ事件（東京地裁平成17年10月4日判決）をモチーフにしたものです。この2つの事件は実際にあった事件であり、裁判例もネット上で公開されている事件です。両方とも従業員が他の従業員を殴ったりしてケガをさせてしまったというものです。

ところが、ヤマダ電機事件ではヤマダ電機は責任を負わないとされ、ヨドバシカメラ事件では、ヨドバシカメラは責任を負うとされました。何が違ったのでしょうか？

4. 会社が責任を負うのは「時と場合」による！

ヤマダ電機事件の場合、暴行が業務とは関係のない私的なやりとりなどが原因であったこと、勤務時間外であったこと、暴行現場が従業員のみが入場できるフロアで行われたことなどの事情が重視され、ヤマダ電機は責任を負わないとされました。ヨドバシカメラの場合、暴行が従業員の仕事上のミス起因として行われていることが認定され、ヨドバシカメラは責任を負うとされました。

このように、業務に全く関係ない事を発端として、業務場所や勤務時間とは全く関係ない時に事件が発生した場合には会社に責任は無いとの判断が出る場合もありますが、暴行の動機が仕事に関係する場合や暴行の場所・時間が勤務場所、勤務時間中であつたりと、「時と場合」によって会社の責任の成否が分かれることが多いように思われます。

5. 事前の対応策ってあるの？

会社としては、暴行に関し会社の指示があったわけでもなく、人に暴力を振るってはいけないうという当たり前のことをまさか従業員が守れず、しかもその賠償責任を会社が負うなんてありえない！と思ってしまうのではないのでしょうか。

しかし、2.でも述べた使用者責任が成立しない例外が認められることは殆どないというのが現状です。

会社としてはこのように従業員がトラブルを起こさないよう普段から従業員教育を徹底し、指導して会社の業務に関連して何かトラブルが起こるのを防ぐのが最善の策と言えます。（弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 前原彰）

※使用者責任については、具体的事例の詳細な事情によって成否が変わってきますので、本文書と同じような内容であっても必ず使用者責任が肯定／否定されるものではありませんのでご注意ください。

弁護士法人よつば総合法律事務所では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は柏法人会又は当事務所まで直接ご連絡下さい。（当事務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。）

弁護士法人よつば総合法律事務所 柏市柏1-5-10 水戸屋老番館ビル4階
 TEL 04-7168-2300（電話受付時間平日9時から18時）
 事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/> 代表社員弁護士 大澤一郎